

# 平成30年度の「建設労働者確保育成助成金」について

## ～主な見直し内容のご案内～

「建設労働者確保育成助成金」は、建設労働者の雇用の改善や職業訓練などを実施する建設事業主や建設事業主団体に対して、経費や賃金の一部を助成する制度です。

平成30年4月1日から、「建設労働者確保育成助成金」の各コースについては、下記のとおり、助成目的別にトライアル雇用助成金、人材確保等支援助成金及び人材開発支援助成金（以下、「建設事業主等に対する助成金」という。）に統合する予定です。

【現行(平成29年度)】

【整理統合後(平成30年度)】

建設労働者確保育成助成金
①若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース
②雇用管理制度助成コース
③登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース
④若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース
⑤建設広域教育訓練コース（うち推進活動経費助成）
⑤建設広域教育訓練コース（うち施設設置等経費助成）
⑥作業員宿舎等設置助成コース
⑦女性専用作業員施設設置助成コース
⑧認定訓練コース
⑨技能実習コース

### 建設事業主等に対する助成金

※平成30年度にかかる詳しい助成内容は、平成30年度予算成立後にパンフレット等によってお知らせします。

トライアル雇用助成金	
①若年・女性建設労働者トライアルコース	若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として一定期間試用雇用し、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース又は障害者トライアルコース）の支給を受けた中小建設事業主に対して助成（※1）
人材確保等支援助成金	
①雇用管理制度助成コース（建設分野）	<1>人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）の支給を受けた上で本助成コースが定める若年者及び女性の入職率に係る目標を達成した中小建設事業主（※2）、 <2>雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当を増額改定した中小建設事業主（※2） に対して助成
②若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）	<1>若年者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体（※2）、 <2>建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人（※2） に対して助成
③作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）	<1>被災三県に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主（※2）、 <2>自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主（※2）、 <3>認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置又は整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人（※2） に対して助成
人材開発支援助成金	
①建設労働者認定訓練コース	<1>職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主または中小建設事業主団体（※2、※3）、 <2>雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主（※2、※4） に対して助成
②建設労働者技能実習コース	雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成（※2）

※1 平成30年4月1日以降に開始するトライアル雇用から適用されます。

※2 平成30年4月2日以降に提出する計画届に係る事業から適用されます。ただし、計画届の提出が不要なコース（雇用管理制度助成コース（建設分野）<1>、建設労働者認定訓練コース<2>）については、支給要件となっている助成金（人材開発支援助成金・人材確保等支援助成金）に係る計画届を平成30年4月2日以降に提出された場合に適用されます。

※3 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金の交付を受けた中小建設事業主または中小建設事業主団体に限ります。

※4 人材開発支援助成金（特定訓練コース、一般訓練コース、特別育成訓練コースのいずれかのコース）の支給を受けた中小建設事業主に限ります。

# 平成30年度の主な見直し内容

平成30年度においては、若年者及び女性労働者の入職・定着の促進を図るため、主に以下の見直しを実施します。

平成29年度

## 建設労働者確保育成助成金(技能実習コース)

### 1 中小建設事業主

※支給対象：男性・女性建設労働者

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| (1) 20人以下の中小建設事業主 |     |
| 生産性要件を満たした場合      | 90% |
| 生産性要件を満たさない場合     | 75% |
| (2) 21人以上の中小建設事業主 |     |
| 生産性要件を満たした場合      | 75% |
| 生産性要件を満たさない場合     | 60% |

### 2 中小以外の建設事業主

※支給対象：女性建設労働者

- |               |     |
|---------------|-----|
| 生産性要件を満たした場合  | 60% |
| 生産性要件を満たさない場合 | 45% |

## 助成率の見直し

平成30年度

## 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)

### 1 中小建設事業主

※支給対象：男性・女性建設労働者

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| (1) 20人以下の中小建設事業主 |     |
| 生産性要件を満たした場合      | 90% |
| 生産性要件を満たさない場合     | 75% |
| (2) 21人以上の中小建設事業主 |     |
| ○35歳未満            |     |
| 生産性要件を満たした場合      | 85% |
| 生産性要件を満たさない場合     | 70% |
| ○35歳以上            |     |
| 生産性要件を満たした場合      | 60% |
| 生産性要件を満たさない場合     | 45% |

### 2 中小以外の建設事業主

※支給対象：女性建設労働者

- |               |     |
|---------------|-----|
| 生産性要件を満たした場合  | 75% |
| 生産性要件を満たさない場合 | 60% |